

日 立 市 議 会 議 長 交 際 費 支 出 基 準

〔平成24年10月1日施行〕

1 趣旨

この基準は、議長が、市議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の種別、支出範囲その他支出の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 種別及び支出範囲

交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 会費

会費は、各種会合等に議長が出席する場合に限りその参加費等の実費を支出する。この場合において、実費の額が不明である場合は、会場等を考慮してその都度支出額を決定する。議員が、議長に代って又は市議会を代表して出席する場合も、議長が出席する場合に準じて支出する。

(2) 御祝

御祝は、各種総会、大会、式典、行事等に議長が出席する場合に限り支出する。議員が、議長に代って又は市議会を代表して出席する場合も、議長が出席する場合に準じて支出する。

(3) 香料

香料は、市政功労者又は市政関係者等の本人、配偶者又は親族（一親等血族及び同居の一親等姻族に限る。次号において同じ。）の死亡に際し、別表に定めるとおり、生花、花環、香典、弔慰金等として支出する。

(4) 御見舞

御見舞は、市政功労者又は市政関係者等の本人、配偶者又は親族の病気、入院等の見舞いに際し支出する。

(5) 賛助

賛助は、市費の助成又は補助がなく、趣旨に公益性が認められる各種大会等の賛助に際し支出する。

(6) その他

前各号に規定するもののほか、外部の個人又は団体との渉外等に際し、議長が特に必要と認める経費について、その都度決定して支出する。

3 支出額

支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

4 見直し

この基準は、社会経済状況等の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

5 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

香料支出基準

(単位 円)

| 区 分 | | 本 人 | | 配偶者 | | 親 族 | |
|--------------------------------|---|---|-------|-------|------|-------|------|
| | | (現職) | (元職) | (現職) | (元職) | (現職) | (元職) |
| 国会・県議会議員 | | 10,000 + 生花 | 5,000 | 5,000 | — | 5,000 | — |
| 関係市町村議会議長・市町村長等 | | 10,000 | 5,000 | 5,000 | — | 5,000 | — |
| 市 議 会 議 員 | | 10,000 + 生花 | 5,000 | 5,000 | — | 5,000 | — |
| 市 政 功 労 者 市政に多大な貢献又は功績があった者 | | 5,000 | 5,000 | 5,000 | — | 5,000 | — |
| 市 政 関 係 者 | 行政委員会委員等 教育委員会委員 選挙管理委員会委員 公平委員会委員 農業委員会委員 固定資産評価審査委員会委員 | 5,000 | — | — | — | — | — |
| | 特 別 職 | 10,000 + 生花 | 5,000 | 5,000 | — | 5,000 | — |
| 備 考 | | <input type="checkbox"/> 「親族」とは、一親等血族及び同居の一親等姻族とする。 <input type="checkbox"/> 生花は、15,000 円以内又は葬祭を執り行う地域の標準的な市価とする。 <input type="checkbox"/> 「市政功労者」とは、名誉市民のほか、日立市コミュニティ推進協議会会長、日立市連合民生委員児童委員協議会会長、日立市消防団団長などとする。 | | | | | |